

令和5年度（2023年度）  
指定障害福祉サービス事業者等集団指導資料

**熊本県の医療的ケア児等支援について**

- I 医療的ケア児について
- II 医療的ケア児支援関係事業（障がい者支援課）
  - ・ 医療型短期入所事業所等設置支援事業
- III 市町村における取組み
  - (i) 協議の場の設置
  - (ii) 医療的ケア児等コーディネーターの配置
  - (iii) 地域支援体制の構築

令和6年（2024年）3月8日（金）

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課

# I 医療的ケア児について

## (i) 医療的ケア児の概要について

- ・人工呼吸器や胃ろう等の使用が日常的に必要な児
- ・一人ひとり、状態や必要なケアが異なる。
- ・全国で約2万人
- ・熊本県内は286人。(R3時点)
- ・重症心身障害児から動ける医ケア児まで

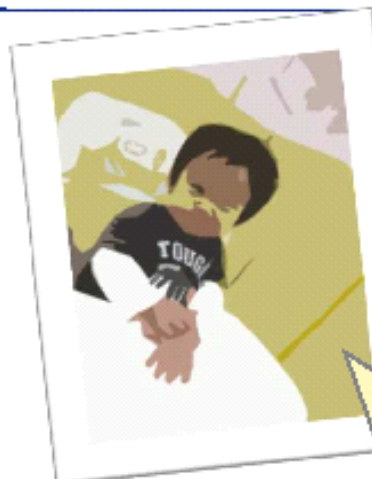
## (ii) 医療的ケア児とその家族の支援に関する法律 (医療的ケア児支援法) について

- ・令和3年9月施行
- ・地方公共団体、学校設置者、保育所設置者の責務を明記
- ・医療的ケア児支援センターについて

## (iii) 厚生労働省からこども家庭庁へ移管

# 医療的ケア児について

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児（在宅）は約2万人（推計）

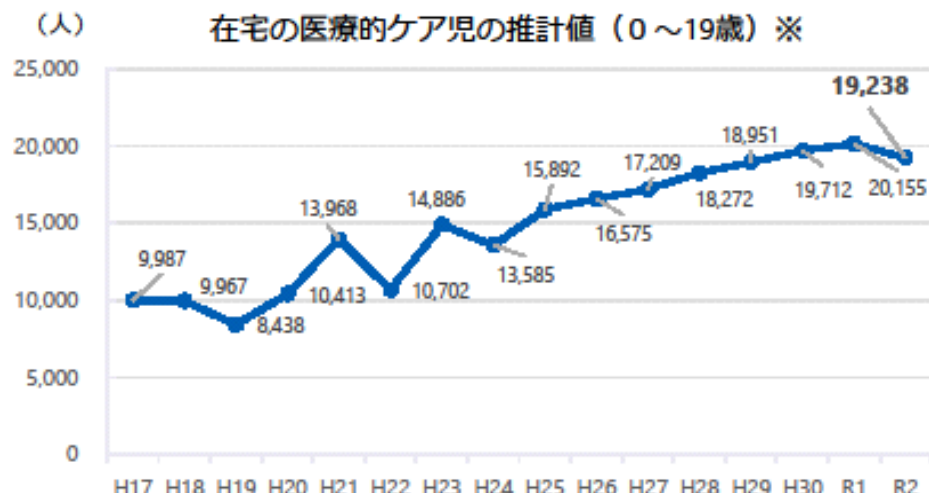


- 歩ける医療的ケア児から寝たきりの重症心身障害児※1までいる。
- 生きていくために日常的な医療的ケアと医療機器が必要例）気管切開部の管理、人工呼吸器の管理、吸引、在宅酸素療法、胃瘻・腸瘻・胃管からの経管栄養、中心静脈栄養等

※1：重症心身障害児とは重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している子どものこと。全国で約43,000人（者も含まれている）。〔岡田2012推計値〕



\* 画像転用禁止



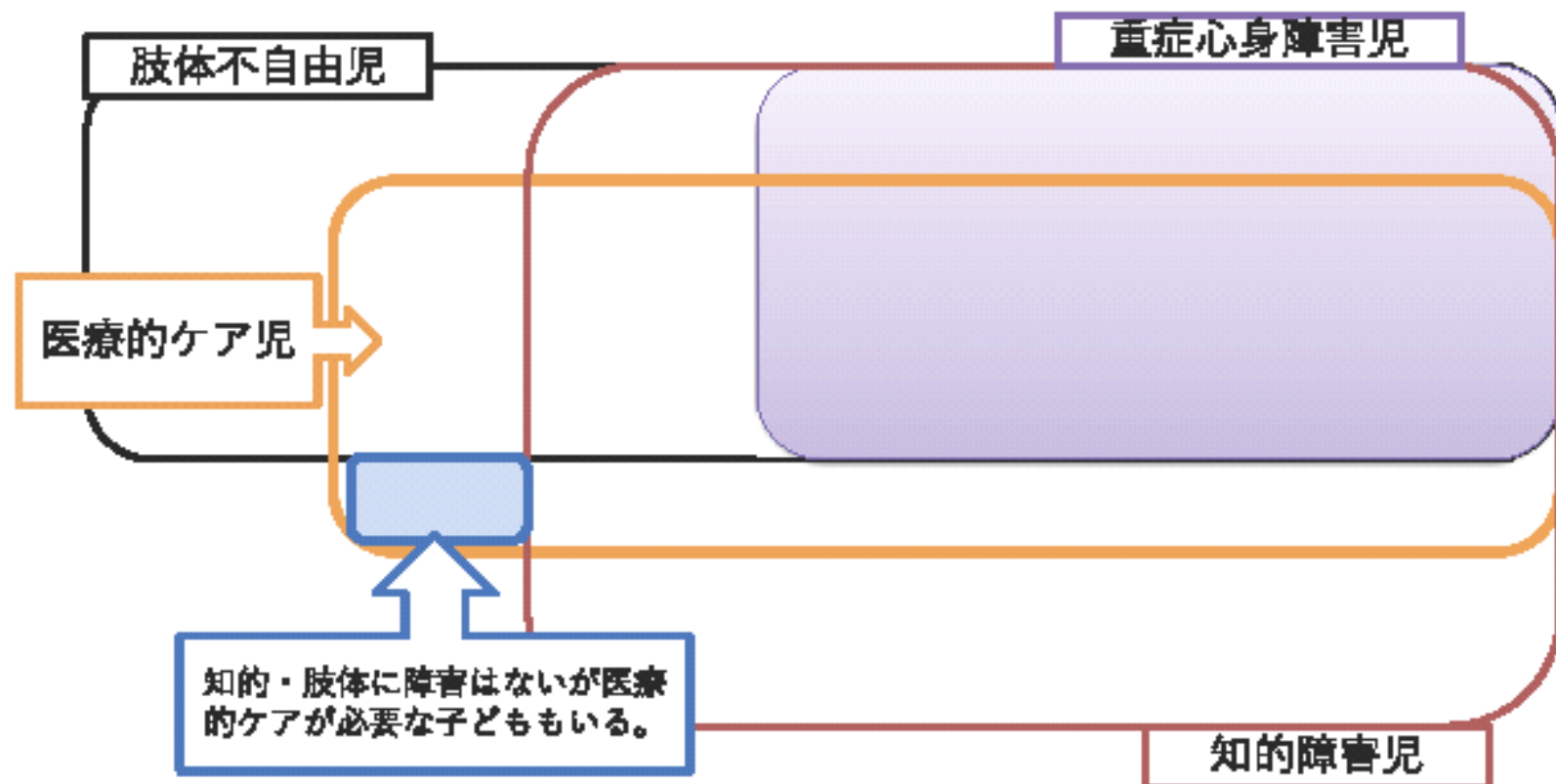
（出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」及び当該研究事業の協力のもと社会医療診療行為別統計（各年6月審査分）により障害児・発達障害者支援室で作成）

## 児童福祉法の改正（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

### 第五十六条の六第二項

「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

※ 児童福祉法上の児童の定義は満18歳に満たない者であるが、社会医療診療行為別統計は5歳ごとの年齢階級別の統計となっていることから、医療的ケア児数（推計値）は20歳未満の者を含む。



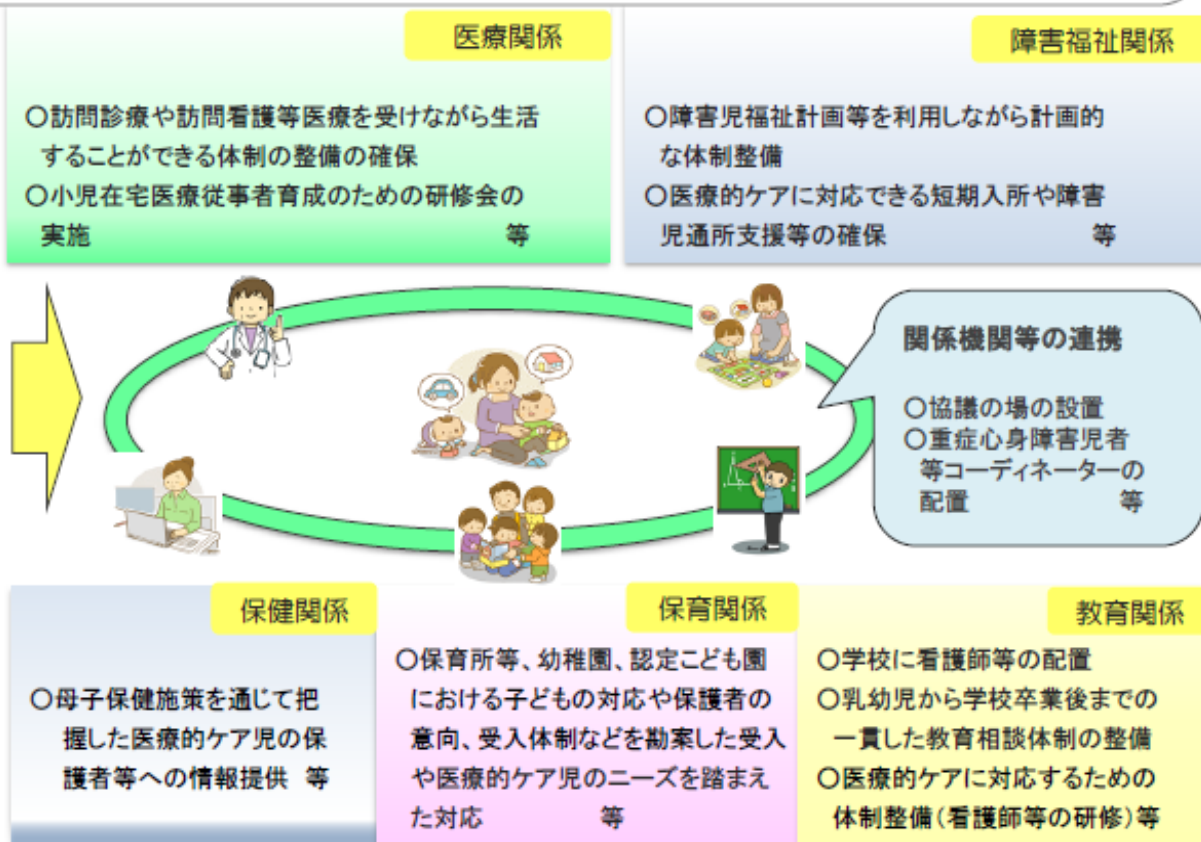
## 【医療的ケア】

人工呼吸器、気管切開、吸引、経管栄養(経鼻、胃瘻、腸瘻)、酸素療法、導尿、MHなど

# 地域における医療的ケア児の支援体制の整備

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加。
- 平成28年5月25日成立・同年6月3日公布の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、地方公共団体に対し、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務を規定(児童福祉法第56条の6第2項)(本規定は公布日施行)
- 「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」(平成28年6月3日関係府省部局長連名通知)を地方公共団体等に発出し、連携体制の構築を推進。

地方公共団体	
保健	医療
障害福祉	保育
教育	その他



## 地方公共団体の関係課室等の連携

- 関係課室等の連携体制の確保
- 日頃から相談・連携できる関係性の構築
- 先駆的に取り組んでいる地方公共団体の事例を参考としつつ推進 等

# 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

## ◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

### 立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与する

### 基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援  
→ 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

### 国・地方公共団体の責務

### 保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

### 支援措置

#### 国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

#### 保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援  
→ 看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援  
→ 看護師等の配置

#### 医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討事項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

# 医療的ケア児 支援法成立

## 全国に拠点 学校へ看護師配置

たんの吸引などが必須な「医療的ケア児」や家族に対する支援法が11日、参院本会議で全会一致により可決成立した。保育所や学校への看護師の配置や、全国に支援拠点を設置することが柱。超党派による議員立法で、適切な対応を取ることを国や自治体の責務と明記した。田村憲

久厚生労働相は同日、看護師らの配置について「体制の整備に力を尽くして」と強調した。自宅で暮らし、人工呼吸器や人工栄養を送る胃のポンプを使うなどして医療的ケアが必要な子どもは全国に約2万人いるとされる。医療技術の進歩によって増えているが、教育現場

での受け入れ体制が不十分で、家族が世話のため離職せざるを得ないことなどが課題となっている。支援法は、基本理念に「医療的ケア児の日常生活を社会全体で支える」と掲げた。医療的ケアを必要としない

子どもたちとともに教育を受けられるよう最大限に配慮し、行政や民間が緊密に連携するよう注文した。保育所や学校には、保護者が付添って世話をする必要をなくすために、看護師らの配置を要請。国や自治体

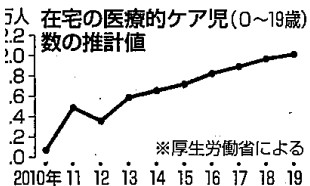
には、保育所や学校の支援を求めた。各都道府県には、家族の相談に応じ、情報提供や助言をする「医療的ケア児支援センター」の設置を促す。

田村厚労相は、11日

令和3年6月12日

### 医療的ケア児支援法の概要

- 国と自治体には医療的ケア児と家族に適切な対応を取る責務がある
- 保護者の付き添いがなくても適切な支援を受けられるよう、学校や保育所に、看護師らの配置を求める
- 各都道府県に家族の相談に応じ、情報提供や助言をする「医療的ケア児支援センター」の設置を促す



### ズーム

医療的ケア児 胃にチューブで養を送る経管栄養や、気管切開伴うたんの吸引、人工呼吸器装などの医療行為が日常的に必要な子ども。医療技術の発達に伴って新生児集中治療室(NICU)で命される例が増え、近年、増加傾向にある。自宅で暮らす医療的ケア児は、全国に約2万人いると計されている。心身障害がある一スもあり、症状は一人一人異なる。

# 医療的ケア児 支援強化

## 診療報酬 加算対象を拡大 厚労省方針

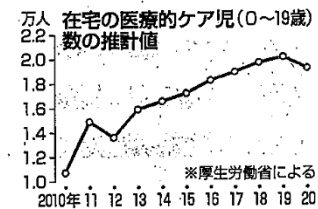
厚生労働省は5日、たんの吸引や人工呼吸器の管理など、在宅で医療的ケアを必要とする子どもへの支援を強化する方針を固めた。主治医が緊急時に往診したり、子どもの受診状況などを学校医らと共有したりした場合に、医療機関に支払われる診療報酬の加算について対象を広く、乳幼児期から高校生まで、切れ目のない対応を促す。2022年4月の診療報酬改定に盛り込む。

医療機関に支払われる診療報酬の見直しを議論する中央社会保険医療協議会(厚労相の諮問機関)は、支援の強化に向けた内容を検討。現行では主治医が小中学校などの学校医らに子どもの診療状況を文書で伝え、学校生活上の留意点を共有すれば診療報酬に一定額が加算されるが、この仕組みを保育所、幼稚園や高校にも拡大することを了承した。

医療的ケア児 腹部からチューブで胃に栄養を送る胃ろうや、人工呼吸器などのケアが必要なお子さん。医療技術の進歩に伴い、過去10年で倍増。国の調査では2019年度、保育所に593人、幼稚園は266人、小中学校は7398人、高校は2181人が在籍しているが、医療的ケア

林正幸さん(48)は、医療態勢の充実につながり「プラスになる」と歓迎する。一方、診療報酬の加算で患者の窓口負担が増える場合もあるため、行政の支援を求めた。

と幼稚園、小・中・高校で対応に当たる看護師は19年度時点で3552人いるものの、子どもの数に比べて十分とは言えず、受け入れ先が見つからないケースは多い。



日常生活でのケアが必要なお子さんも医療的ケア児と呼ばれる。新生児集中治療室(NICU)の整備といった医療技術の進歩で救命率が上がり、過去10年で倍増。全国に2万人弱(20年度)と推計されるが、退院後に安心して通園、通学できる環境づくりや、保護者の過重な負担の軽減が課題になっている。

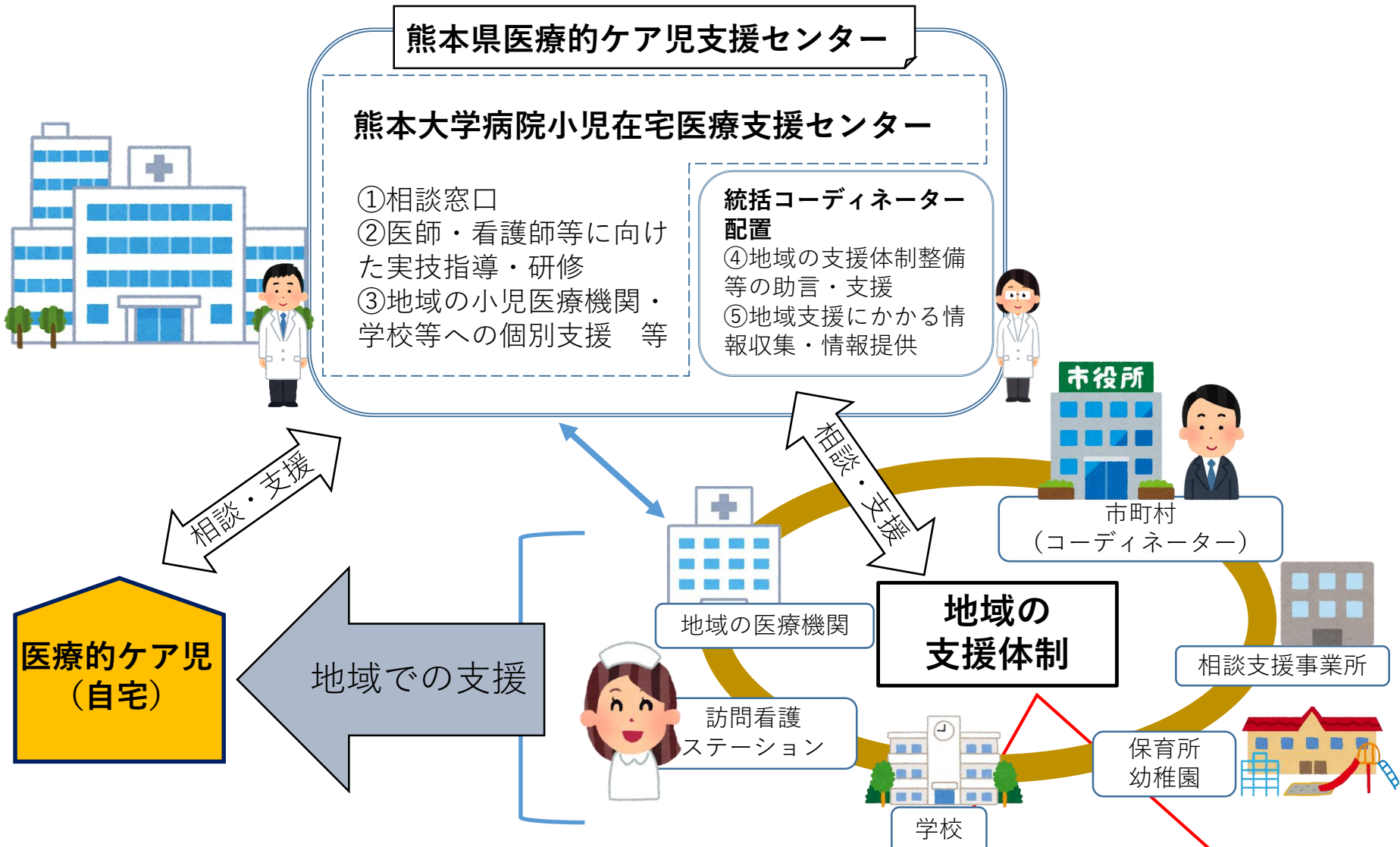
自宅を訪れて看護に当たる訪問看護ステーションからの情報提供先も、新たに高校などを加える方針。また、医師による緊急時の往診では、急性心筋梗塞

医療的ケア児を巡っては、親が仕事を辞めて24時間付きっきりで世話しなければならぬなど、負担は大きい。2021年9月に超党派の議員立法で支援法が施行され、政府も本格的に態勢整備に乗り出した。

厚生労働省と文部科学省は、保育所や学校に看護師を配置する補助事業に力を入れてきた。ケア児を受け入れてくる保育所は15年度の2600から19年度には438に増加。特別支援学校

支援法に基づき、厚労省は21年度補正予算で、支援センター設置に必要な経費の補助制度を整備。文科省は22年度予算案で、送迎時の付き添いを含め、生活を支えられる看護師を学校に配置するための予算を拡充した。

# 医療的ケア児支援センターイメージ図



**地域の課題解決**

- ▶ センターや地域の医療的ケア児等コーディネーターの仲介等により、医療的ケア児に係る支援に当たっての協力関係を構築する。
- ▶ 個々の医療的ケア児やその家族への支援を、医療・福祉・教育・(年齢によっては就労)が情報を共有しながら実施。
- ▶ 地域の医療的ケア児やその家族への支援について、どのような支援が必要か、関係機関間で協議を行う。



## II 医療的ケア児支援関係事業（障がい者支援課分）

### 1 熊本県医療的ケア児等支援検討協議会

#### ① 目的

医療的ケア児の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

#### ② 設置

各分野において医療的ケア児支援を実践している県内関係団体より推薦を受けた15人の委員で構成。

#### ③ 協議の内容

- ・ 医療的ケア児等とその家族の支援に係る関係機関相互の課題や情報の共有及び連携の強化
- ・ 医療的ケア児等とその家族の支援に係る方策

#### ④ 令和5年度熊本県医療的ケア児等支援検討協議会概要

- ア 日時 令和6年2月1日 15:00～17:00開催
- イ 議題 熊本県における医療的ケア児等支援の取組みについて  
意見交換（ライフステージ毎の支援の充実等について）

## 2 医療的ケア児地域支援体制強化事業

### ① 統括コーディネーターの配置

#### ア 目的

熊本県医療的ケア児支援センターに統括コーディネーターを配置し、地域の医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及びこれに従事する者に対する研修、助言・連絡調整、情報提供等を行うことにより、医療的ケア児及びその家族等が身近な場所において必要な支援を受けることができる体制を構築する。

#### イ 業務内容

(ア) 医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修

(イ) 市町村・関係機関等支援

市町村及び関係機関等に対し、困難事例への相談対応や地域の連絡会議への参加等により、地域の医療的ケア児支援体制の構築に必要な助言・連絡調整等を行う。

(ウ) 情報提供

地域の医療的ケア児の状況やニーズ等を把握し、関係機関等への情報提供を行う。

## ② 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

### ア 目的

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、支援を総合調整するコーディネーターを養成するための研修を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

### イ 研修対象

市町村保健師、相談支援専門員等、今後地域においてコーディネーターの役割を担う者。

### ウ 令和5年度（2023年度）実績 研修修了者：41人

⇒ 県ホームページにこれまでの研修修了者名簿を掲載しています。

## ③ 医療的ケア児等支援者養成研修

### ア 目的

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるために、支援が適切に行える人材を養成し、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

### イ 研修対象

地域の事業所等で医療的ケア児等を支援している者、および今後支援を予定している者。

### ウ オンラインによるオンデマンド方式で実施

### 3 医療型短期入所事業所等設置支援事業

#### (1) 目的

在宅で重度障がい児（者）の介護を行っている家族のレスパイトケアを図るため、医療的ケアが必要な重度障がい児（者）を受け入れる事業所に対し、備品の購入費の一部及び事業所において、常時の付き添いなどの特別な支援を行った場合に要した費用の一部に対する助成を行うことにより、事業所の設置運営を支援することを目的とする。

#### (2) 補助の対象

医療的ケアが必要な重度障がい児（者）を当該年度中に新たに受け入れる次の事業所。

- ・医療型短期入所事業所
- ・児童発達支援事業所
- ・放課後等デイサービス事業所
- ・生活介護事業所
- ・日中一時支援事業所

### (3) 補助対象経費及び補助率

#### ① 備品購入費助成

- 補助対象：・受け入れのために必要となる送迎用自動車  
・医療用機器等の備品の購入費の一部  
監視用テレビモニター、電動ベッド、マットレス、吸引器、パルスオキシメーター（血中酸素飽和度を表示する機器）等の医療的ケアを行うにあたって必要となる機器等
- 補助率： 県3/4 事業者1/4
- 補助基準額：送迎用自家用車購入を含む場合は7,500千円以内、  
含まない場合は2,500千円以内。

#### ② 運営費助成 ※医療型短期入所事業所のみ

- 補助対象：特別な支援が必要な重度の障がい児・者の受け入れに際し、障がい特性に応じて、ヘルパーの派遣による常時付き添い等の特別な支援を行った場合に要した費用の一部（開設から1年以内に限る）
- 補助率： 県10/10
- 補助基準額： 1日ヘルパー1人あたり20千円  
（補助上限額：1,860千円）

### Ⅲ 市町村における取組み

#### (i) 協議の場の設置

地域における医療的ケア児等支援に係る協議の場の設置

#### (ii) 医療的ケア児等コーディネーターの配置

各市町村の一元的な相談窓口、総合調整等を行う市町村の医療的ケア児等コーディネーターの配置

#### (iii) 地域の支援体制の構築

各補助事業等を活用し、地域における医療的ケア児の支援体制の整備

# (i) 医療的ケア児支援にかかる地域の協議の場について

## 1 目的

医療的ケア児とその家族を地域で支えるため、保健、医療福祉、教育等の医療的ケア児等支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る。

## 2 協議内容

医療的ケア児とその家族（以下「医療的ケア児等」という。）への支援体制に関する以下の協議を行い、市町村等の施策・取組みに反映する。

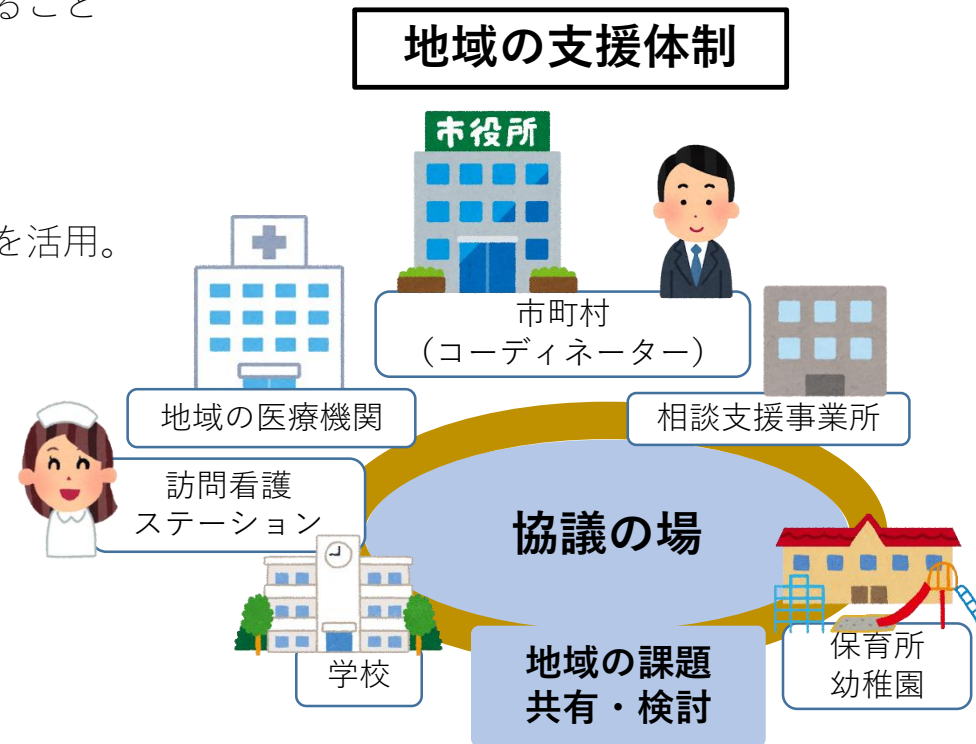
- (1) 関係機関相互の課題や情報の共有及び連携強化に関すること
- (2) 地域の実情に応じた支援体制の整備に関すること
- (3) その他

## 3 構成

- (1) 設置者：市町村（圏域単位で開催も可）
- (2) 開催方法：新規設置または、既存の協議体を活用。
- (3) 委員：以下のような関係者で委員を構成。
  - ・ 医療的ケア児等の団体
  - ・ 医療機関
  - ・ 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関

## 4 議題例

- (1) 地域の状況について
  - ① 各機関の状況・課題・取組みについて
  - ② 意見交換
- (2) その他



## (ii) 市町村の医療的ケア児等コーディネーターの配置

○市町村の医療的ケア児等コーディネーター（以下、「市町村コーディネーター」という。）の役割

①医療的ケア児等が、市町村の障がい福祉、母子保健、保育及び教育等の関係部署に円滑に支援を求められるよう、②関係部署による医療的ケア児等への支援が円滑になるよう連絡・調整を行う。

⇒ 市町村コーディネーターに負担が集中しないような体制づくり。

⇒ 関係部署、市町村コーディネーターの担当業務の明確化

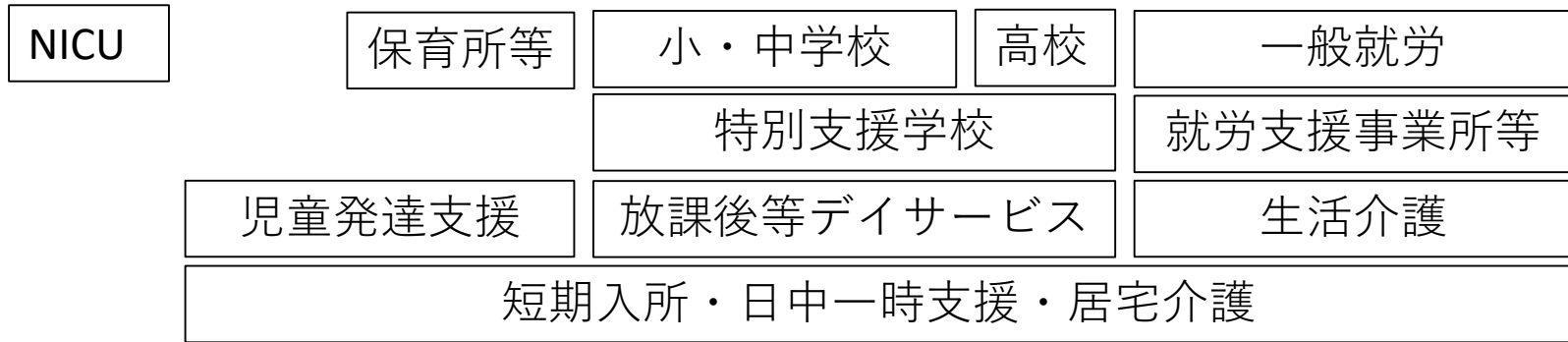
※ 配置については、委託も考えられる。

※ 市町村単独での配置が困難な場合、圏域での配置も考えられる。



# 市町村の医療的ケア児等コーディネーターの役割

## 【ライフステージと関係支援機関】



出生

乳幼児期

学童期

成人

## 市町村コーディネーターの主な役割

### 【市町村の主な役割】

- 1 総合的な相談窓口
  - 2 市町村の役割に係る連絡・調整
  - 3 地域に必要な資源等の把握・開発  
(医療機関・福祉施設・保育所等)
  - 4 個別支援にかかる情報共有  
(保健師、訪問看護師、相談支援専門員)
- ① NICUからの在宅移行支援
  - ② 障がい福祉サービスの導入支援
  - ③ 保育所等への入所支援
  - ④ 小中学校等への就学支援
  - ⑤ 就労・生活支援
  - ⑥ 災害時の避難に関する相談支援

※協議の場等を活用し、地域の課題を共有する。

# 【ライフステージと関係支援機関】

